

## 電子認証システムに係る運用・保守業務 今後の事業の進め方について

令和 4 年 9 月 2 日  
法務省民事局商事課

### 1. 概要

電子認証システムに係る運用・保守業務については、第 21 回公共サービス改革小委員会（令和 3 年 3 月 19 日）でのヒアリング結果を踏まえ、「事業の開始時期、事業内容等の詳細については、次期システム更改のタイミングにあわせて、クラウド化、システム構築を含めた業務の一括化などを含めて委員会と連携して検討する」こととされ、令和 4 年基本方針（別表）においてもその旨記載されている。

当該事業の今後の進め方について、法務省においてデジタル庁とも連携して検討したところ、その結果を以下のとおり報告する。

### 2. 新システムについて

令和 7 年度から稼動を予定している更改後の電子認証システム（以下「次期電子認証システム」という。）においては、署名鍵を利用者のリモート環境において作成・保管する、いわゆるリモート署名を導入するとともに、OS 等の最新化を図りつつ、機器のクラウド化をも含めた設計・開発等を行うこととしている。

### 3. システム構築業務と運用・保守業務の分割調達について

次期電子認証システムの設計開発に係る仕様を定めるに当たって、上述のリモート署名に係る機能の導入と併せて、認証局機能を可能な限り標準化する方向で進めており、これにより本事業へ参入することができる事業者は増加することとなると考えられる。また、クラウド化の導入について現在検討を進めており、初期投資リスクの軽減を図ることのできる態様も含めて検討を行うことで、運用・保守業務については、これまで参入が困難だった事業者による参入が大いに期待できる。

他方、次期電子認証システムの設計・開発には、認証局機能の設計・開発に加えてリモート署名に係る機能の開発が必要であり、受注事業者は電子署名を利用した認証制度の運用や機器の構成についての技術的知見や経験とともに専門性を有している事業者でなければならず、該当する事業者は相当程度限定されるものと考えられる。そのため、次期電子認証システムの設計・開発と運用・保守業務を一括して調達することとした場合には、運用・保守業務のみを調達する場合

よりもかえって事業者の参入機会を限定してしまうことになると考えられるため、運用・保守業務は、設計・開発業務と分けて調達するのが適切である。

#### 4. 市場化テストについて

以上を踏まえ、市場化テストは、令和7年度開始の運用・保守業務を対象として開始することとし、令和6年度末の春頃に当該業務の実施要項につき御審議をいただく形とさせていただきたい。

##### 【参考】今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和5年 10月      新システム構築業務    入札公告
- ・ 令和5年 12月      新システム構築業務    契約開始
- ・ 令和7年 6月以降    新システム運用・保守業務（市場化テスト）    入札公告
- ・ 令和7年 12月      新システム運用・保守業務（市場化テスト）    契約開始
- ・ 令和8年 1月      新システムへ切替